

私たちは毎日の暮らしの中でさまざまな消費行動を しています。そして、誰もが消費者トラブルに遭う可 能性があるのです。トラブルに巻き込まれないため に、消費生活の基礎知識を身に付けておきましょう。



たく にも気を付けてほしい消費者トラブル

相談が寄せられるトラブルの例を紹介します。

〈ケース①訪問販売〉

一人暮らしを 始めたら、 訪問販売が やって来た



断ったが、 同年代の 担当者が 親しげに 話を続けた



そのうちに、 担当者の上司が やって来て

断り切れずに 契約して しまった



〈ケース②無料商法〉

「無料で体験できる」という

広告を見て

エステサロン

に行った



「体験だけでなく、 続ければ きれいになる| としつこく 勧誘された



契約したが、 高額過ぎて 支払いが できない



「契約」とは 契約書を交わしたり、印鑑を押し たりすることだけが契約ではありま

せん。私たちの暮らしの中には、多くの契約があふれていま す。例えば「コンビニエンスストアで買い物をする」「切符を 買って電車に乗る」ということも契約の一種です。そして、一 度成立した契約は、自分の都合で勝手に解消することはで きません。契約には責任が伴っていることを理解しましょう。

また、20歳を超えると自分の 意思で契約できるようになりま すが、安易な契約はトラブルの もとになることがあります。慎重 に契約するようにしましょう。



あなたの身を守る三つのルール

消費者としての力を身に付けて、 トラブルを回避しましょう。

- いらないときは、はっきりと断る
- 「うまい話」は、まず疑う
- 契約・購入する前に、家族や知人に相談する

困ったときは迷わず相談を! 消費生活相談専用電話

2354-8264

対象:市内に在住する人 受付日時:月~金曜日 (祝休日・年末年始を除く) 9:00~12:00 13:00~16:00

●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は 市民・消費生活相談室 公354-8147 FAX 354-8452